

弊社営業職員による手数料名目での不適正な金銭收受事案について

このたび、弊社営業職員による手数料名目での不適正な金銭収受が判明いたしました。
お客さまならびに関係者のみなさまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。
本件に関する調査の結果、現時点で追加の不適正な金銭収受は認められておりませんが、不正の手口等を公表することで類似の被害を防止するため、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 事案の概要

弊社、新潟支社管轄の営業所に在籍している営業職員（30 歳代・女性）が、保険金等のお支払い時に複数回にわたりお客さまから手数料名目で金銭を収受しておりました。

発覚の端緒	お客さまからのお申し出
行為期間	2026 年 5 月以降、保険金等お支払い時に計 3 回
被害状況	1 名、約 111 万円
不正の手口	保険金等の支払いに係る手数料を立替えているなどと虚偽の説明を行い、現金を受領、そのうち 2 回は私製領収書を作成・交付した。

2. 事案発覚後の対応

被害にあわれたお客さまに対しては、事実関係と経緯をご説明のうえ、深くお詫び申し上げますとともに、受領した金銭を返還しております。

また、当該営業職員が過去に取り扱った契約のご契約者等に対しても面談・電話等の方法で同様の被害にあわれていないか調査し、現時点で追加の被害は確認されておりません。

なお、本件については監督官庁へ報告するとともに警察にも相談しております。また、当該営業職員に対しては、社内規定に基づき厳正な処分を行います。

3. 再発防止策

今般の不正の手口を踏まえ、保険金・給付金等のお支払い時におけるモニタリングを強化いたします。また、当社職員がお客さまから現金を直接お預かりすることや保険金・給付金請求において手数料をいただくことはない等、お客さま等への手続き時における注意喚起機会の拡大を通じて、不正な金銭収受の未然防止に努めます。加えて、引き続き、定期的な研修等によりコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んでまいります。

<本件についてのお問い合わせやお心当たりある方は下記にご連絡ください>

朝日生命お客様サービスセンター 電話番号：0120-714-532 受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00（日曜日、祝日、年末年始は除きます。）
--

以上